

改正

平成30年4月9日公告第47号
平成30年9月28日公告第188号
令和2年3月16日公告第42号
令和5年9月11日公告第217号
令和6年7月4日公告第165号
令和7年3月31日公告第74号

碧南市民間住宅耐震改修等補助金交付規程

(趣旨)

第1条 碧南市民間住宅耐震改修等補助金（以下「補助金」という。）の交付については、碧南市補助金交付規則（平成元年碧南市規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、地震発生時における住宅の倒壊等による災害を防止するため、旧基準住宅の耐震改修等を行う者に対し、その耐震改修等費用の一部を補助することにより、市民の生命及び安全を確保することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準住宅 市に現存する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）で現に居住の用に供しているものをいう。
- (2) 旧基準木造住宅 旧基準住宅のうち、木造住宅（2階建以下の在来軸組構法及び伝統構法のものに限る。）をいう。
- (3) 旧基準非木造住宅 旧基準住宅のうち、旧基準木造住宅以外の住宅をいい、型式住宅、組積造、補強コンクリートブロック造等特殊な構造のものを除くものをいう。
- (4) 一般非木造住宅 旧基準非木造住宅のうち、延べ面積が1,000平方メートル未満かつ地階を除く階数が3階未満のものをいう。
- (5) 大規模共同住宅 旧基準非木造住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物の共同住宅で、かつ、前号の一般非木造住宅を除いたものをいう。
- (6) 耐震改修等事業 木造住宅耐震改修費補助事業、木造住宅段階的耐震改修費補助事業、木造住宅耐震シェルター整備費補助事業、非木造住宅耐震診断費補助事業、非木造住宅耐震改修費補助事業及び耐震除却補助事業をいう。
- (7) 木造住宅耐震改修費補助事業 旧基準木造住宅について実施される木造耐震改修工事に要する費用の補助に関する事業をいう。
- (8) 木造住宅段階的耐震改修費補助事業 旧基準木造住宅について実施される段階的耐震改修工事に要する費用の補助に関する事業をいう。
- (9) 木造住宅耐震シェルター整備費補助事業 旧基準木造住宅について実施される耐震シェルター整備工事に要する費用の補助に関する事業をいう。
- (10) 非木造住宅耐震診断費補助事業 旧基準非木造住宅について実施される耐震診断に要する費用の補助に関する事業をいう。
- (11) 非木造住宅耐震改修費補助事業 旧基準非木造住宅について実施される耐震改修工事に要する費用の補助に関する事業をいう。
- (12) 耐震除却補助事業 旧基準住宅について実施される耐震除却工事に要する費用の補助に関する事業をいう。
- (13) 木造住宅耐震補強設計費補助事業 旧基準木造住宅について実施される木造住宅耐震補強設計に要する費用の補助に関する事業をいう。
- (14) 木造住宅耐震診断 市が実施する無料専門家耐震診断（愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱（平成14年7月1日施行）第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断に限る。以下「市耐震診断」

という。）、財団法人愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震（現地）診断（以下「センター耐震診断」という。）又は住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）（令和6年1月30日付け国住市第40号国土交通省住宅局市街地建築課長通知）別添に基づく旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票（以下「容易な耐震診断調査票」という。）による耐震診断をいう。

- (15) 判定値 愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断による判定値又は一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法若しくは精密診断法による評点による総合評価をいう。
- (16) 耐震改修等 木造住宅耐震改修工事、段階的耐震改修工事、耐震シェルター整備工事、非木造住宅耐震診断、非木造住宅耐震改修工事、耐震除却工事及び木造住宅耐震補強設計をいう。
- (17) 木造住宅耐震改修工事 次に掲げるいずれかの工事をいう。
 - ア 市耐震診断において判定値が0.7未満と診断された旧基準木造住宅について、1.0以上となることを建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士（以下「建築士」という。）が認める工事
 - イ 市耐震診断において判定値が0.7以上1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、1.0未満と診断された階別方向別上部構造評点のうち最小となる数値に0.3以上の値を加算するとともに1.0未満と診断された他の階別方向別上部構造評点についても1.0以上となることを建築士が認める工事
 - ウ センター耐震診断において得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値が1.0以上となることを建築士が認める工事
- (18) 段階的耐震改修工事 木造住宅耐震改修工事を一段目耐震改修工事及び二段目耐震改修工事の2段階に分けて行う改修工事で、それぞれ次に掲げる工事をいう。
 - ア 一段目耐震改修工事 市耐震診断において判定値が0.4以下と診断された旧基準木造住宅について、1.0以上となる補強計画に基づき、その一部を工事することにより、0.7以上1.0未満となることを建築士が認める工事
 - イ 二段目耐震改修工事 一段目耐震改修工事において補助金の交付を受けた旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上となることを建築士が認める工事
- (19) 耐震シェルター 地震発生時に住宅の倒壊から人命を守ることを目的とし、住宅内の一部に耐震性の高い空間を確保するため住宅内に整備するもので、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けた装置であって、市長の認めるものをいう。
- (20) 耐震シェルター整備工事 市耐震診断において判定値が1.0未満又はセンター耐震診断において評点が80点未満と診断された旧基準木造住宅（以下「シェルター補助対象住宅」という。）内に耐震シェルターを整備する工事をいう。
- (21) 耐震診断者 旧基準非木造住宅の地震に対する安全性を評価する者で、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士であるものをいう。ただし、建築士法第3条に規定する用途又は規模の建築物に係る耐震診断者は、一級建築士に限る。
- (22) 非木造住宅耐震診断 耐震診断者が、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、旧基準非木造住宅の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価することをいう。
- (23) 非木造住宅耐震改修工事 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び技術上の指針に適合する耐震改修の計画であることを、愛知県知事が専門的機能を有すると認める機関の評価（以下「耐震評定」という。）を受けた上で行う旧基準非木造住宅の耐震改修工事をいう。
- (24) 耐震除却工事 床面積が30平方メートル以上の旧基準住宅のうち、旧基準木造住宅については、市耐震診断の判定値が1.0未満若しくはセンター耐震診断の判定値が80点未満のもの又は容易な耐震診断調査票において倒壊の危険性があると判断されたものを、旧基準非木造住宅については、非木造住宅耐震診断の結果、地震に対して安全な構造（基本方針に規定する安全な構造をいう。）でないと判断されたものを取り壊す工事をいう。
- (25) 精密診断法による耐震補強設計 一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得したコンピューターソフトの精密診断法による木造住宅の診断プログ

ラムその他市長が認めるプログラムを利用して行う設計をいう。

(26) 木造住宅耐震補強設計 次のいずれかに該当する設計をいう。

ア 市耐震診断において判定値が0.7未満と診断された旧基準木造住宅について、1.0以上とする精密診断法による耐震補強設計（段階的耐震改修工事に係るものを除く。）

イ 市耐震診断において判定値が0.7以上1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、1.0未満と診断された階別方向別上部構造評点のうち最小となる数値に0.3以上の値を加算するとともに1.0未満と診断された他の階別方向別上部構造評点についても1.0とする精密診断法による耐震補強設計（段階的耐震改修工事に係るものを除く。）

ウ 段階的耐震改修工事において、市耐震診断において判定値が0.4以下と診断された旧基準木造住宅について、一段目耐震改修工事により全階を0.7以上とし、かつ、二段目耐震改修工事により全階を1.0以上とする精密診断法による耐震補強設計

(27) 施行者 耐震改修等を行う旧基準住宅の所有者（区分所有の共同住宅にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体又は第47条第1項（第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう（以下「管理組合」という。）。）その他市長が同等と認める者をいう。

(28) 補助対象経費 補助金の交付の対象となる経費をいう。
（交付の対象）

第4条 補助金は、旧基準住宅について、耐震改修等（耐震改修等（設計を含む。）の契約締結日が補助金申請年度内のものに限る。）を行う施行者（現にその建物に居住する者で、所有者の同意を得られるものを含む。）で次のいずれにも該当するものを交付の対象とする。

(1) 市税の滞納がないもの（管理組合にあつては、その代表者が市税の滞納がないこと。）

(2) 区分所有された共同住宅の場合は、管理組合で合意形成が図られたもの

(3) 建物所有者と居住者が異なる場合は、所有権等を有する者全員の同意を得たもの

(4) 過去にこの規程（同様の補助金を交付していた規程を含む。）に基づく補助金の交付を受けていないものであること。ただし、過去に非木造住宅耐震診断費補助事業に基づく補助金の交付がされた住宅で非木造住宅耐震改修費補助事業又は耐震除却事業に係る補助金を受けようとする場合を除く。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないもの（法人にあつては、その代表者が暴力団員ではないこと。）

2 耐震シェルター整備工事において耐震シェルターの台数は、耐震シェルター補助対象住宅1戸当たり1台を補助の対象とする。

3 木造住宅耐震シェルター整備費補助事業における補助金は、次の各号のいずれかに該当する者が居住するシェルター補助対象住宅において行う、耐震シェルター整備工事（耐震シェルター整備工事の契約締結日が補助金申請年度内のものに限る。）の施行者（現にその建物に居住する者で所有者の同意が得られる場合を含む。）を交付の対象とする。

(1) 補助金の交付を受けようとする日の属する年度末において65歳以上である者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) 療育手帳（知的障害者の福祉の増進を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更正相談所において知的障害者と判定された者に対し愛知県知事から交付される手帳で、障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けた者

4 耐震改修等の工事期間は、補助金の申請をした日の属する年度（以下「補助対象年度」という。）の2月末日までとする。

（事前相談等）

第5条 非木造住宅耐震診断費補助事業に係る補助金の交付の申請をしようとする施行者は、あらかじめ事前相談書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（事業計画の承認等）

第6条 非木造住宅耐震改修費補助事業に係る補助金の交付の申請をしようとする施行者は、あらかじめ耐震改修計画を策定し、事業計画書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の事業計画書の提出があった場合において、耐震改修工事の計画の内容をについて、審査を行い、耐震改修費補助事業として適当と認めたときは、耐震改修費補助事業の適用を決定し、適用通知書を施行者に通知するものとする。

(交付申請)

第7条 耐震改修等事業に係る補助金の交付を受けようとする施行者は、耐震改修等に着手する前に、補助金交付申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(事業の着手日)

第8条 耐震改修等事業の着手日は、耐震改修等に係る契約締結日とする。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(実績報告)

第9条 施行者は、耐震改修等が完了したときには、補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までに、完了実績報告書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、完了実績報告書の提出期日を補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日とすることができる。

(事業の完了日)

第10条 耐震改修等事業の完了日は、耐震改修等に係る工事完了日とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第11条 木造住宅耐震改修費補助事業及び木造住宅段階的耐震改修費補助事業の補助対象経費及び補助金の額は、当該事業に係る工事に要する費用（耐震性の向上を目的とした別表1の工事目的の欄に掲げる目的のために実施する補強工事等に要する費用で、当該目的に応じた同表に掲げた工事種別に限る。）に応じて、別表2のとおりとする。

2 木造住宅耐震シェルター整備費補助事業の補助対象経費は当該事業に係る工事に要する費用のうち、耐震シェルターの購入、運搬及び整備並びに床の補強工事に要する費用（1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とし、補助金の額は30万円を限度として、市の予算の範囲内で定める。

3 非木造住宅耐震診断費補助事業の補助対象経費及び補助金の額は、別表3のとおりとする。

4 非木造住宅耐震改修費補助事業の補助対象経費及び補助金の額は、別表4のとおりとする。

5 耐震除却補助事業の補助対象経費及び補助金の額は、別表5のとおりとする。

6 木造住宅耐震補強設計費補助事業の補助対象経費及び補助金の額は、木造住宅耐震改修工事又は段階的耐震改修工事に係る耐震補強設計に要する費用に応じて、別表6のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月19日から施行する。

(碧南市民間木造住宅耐震改修補助金交付規程等の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 碧南市民間木造住宅耐震改修補助金交付規程（平成15年碧南市公告第30号）

(2) 碧南市民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付規程（平成25年碧南市公告第96号）

(3) 碧南市民間非木造住宅耐震診断補助金交付規程（平成27年碧南市公告第44号）

附 則（平成30年4月9日公告第47号）

この規程は、平成30年4月9日から施行する。

附 則（平成30年9月28日公告第188号抄）

(施行期日)

1 この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日公告第42号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月11日公告第217号）

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規程による改正前の碧南市民間住宅耐震改修等補助金交付規程により耐震建替事業補助金の

交付を受けた者に係る第4条第1項第4号の適用については、この規程に基づく補助金の交付を受けている者とみなす。

附 則（令和6年7月4日公告第165号）

この規程は、令和6年7月4日から施行し、改正後の碧南市民間住宅耐震改修等補助金交付規程の規定は、同年7月1日から適用する。

附 則（令和7年3月31日公告第74号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第11条関係）

工事目的	工事種別		
	改修設計	耐震補強工事	附帯工事
調査	地盤調査		
耐震改修計画の作成等のため	1 改修設計 2 工事監理		
総合判定における必要耐力（ Q_r ）の低減のため		地盤改良工事	1 屋根工事 2 木造躯体工事（屋根及び壁の軽量化を図るもの並びに床面積を減ずるもの） 3 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） 4 撤去部分の復旧工事
総合判定における建物の強さ（ P ）の評価の向上のため		1 木造躯体工事 2 基礎工事（土工事を含む。）	1 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） 2 撤去部分の復旧工事（造作、左官、内外装、建具、塗装及び建築設備の工事）
総合判定における劣化度（ D ）の評価の向上のため			1 木造躯体工事（劣化部材の取替え） 2 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） 3 撤去部分の復旧工事（造作、左官、内外装、建具、塗装及び建築設備の工事）
その他耐震性の向上に係る補強のため		上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事	上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして市長が認める工事

別表2（第11条関係）

補助対象経費	補助金額
耐震改修工事に要する経費（設計又は耐震改修計画作成等に要した経費を含む。）	次に掲げる額の合計額を補助金額とし、補助金額の交付にあたっては、第3号の額を差し引いた額を交付金額とする。 （1） 別表1に規定する改修設計に要する費用の3分の2の額。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、20万円を限度とする（木造住宅耐震補強設計費補助事業を利用する場合は一般改修設計を除く。）。 （2） 別表1に規定する耐震補強工事に要する費用及び附帯工事に要する費用に0.8を乗じて得た額。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、前号の額と合計して135万円を限度とする。 （3） 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所

	得税額の特別控除の額
段階的耐震改修工事に要する経費 (設計又は耐震改修計画作成等に要した経費を含む。)	1 一段目耐震改修 次に掲げる額の合計額 (1) 改修設計費(補強計画策定費(木造住宅耐震補強設計費補助事業を利用する場合は除く。))及び工事監理費を合計したもの)に要する費用の3分の2の額。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、10万円を限度とする。 (2) 耐震補強工事費(附帯工事費を含む。)に要する費用の額。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、50万円を限度とする。 2 二段目耐震改修 次に掲げる額の合計額とし、補助金額の交付にあたっては第3号の額を差し引いた額とする。 (1) 工事監理費に要する費用の3分の2の額。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、10万円を限度とする。 (2) 耐震補強工事費及び附帯工事に要する費用に0.8を乗じて得た額。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、65万円を限度とする。 (3) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

別表3 (第11条関係)

補助対象経費	非木造住宅耐震診断に要する費用で次に掲げる費用のいずれか低い額とする。 (1) 次に掲げる額の合計額。ただし、戸建て住宅にあつては、136,000円を限度とする。 ア 床面積が1,000平方メートル以内の部分は、1平方メートル当たり3,670円を乗じた額 イ 床面積が1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分は、1平方メートル当たり1,570円を乗じた額 ウ 床面積が2,000平方メートルを超える部分は、1平方メートル当たり1,050円を乗じた額 (2) 見積書に記載された金額
補助金額	補助対象経費の3分の2以内の額(その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)。ただし、1棟あたり120万円、長屋及び共同住宅にあつては1戸あたり5万円を限度とする。

別表4 (第11条関係)

補助対象経費	非木造住宅耐震改修工事に要する費用のうち、次に掲げるもの (1) 設計監理費 耐震補強工事に関わる設計等のうち、次に掲げるものに要する費用 ア 改修設計及び工事監理 イ その他市長が適当と認めるもの (2) 耐震補強工事費 建物の耐震補強に係る工事のうち、次に掲げるものに要する費用。ただし、延べ面積に1平方メートル当たり34,100円(大規模共同住宅にあつては、51,700円)を乗じた額を限度とする。 ア 躯体工事及び基礎工事(土工事を含む。)のうち建物の強さを向上させることを目的とした工事 イ 耐震性能を向上させるものとして市長が適当と認める工事 (3) 附帯工事費 耐震補強工事に附帯して行う工事のうち、次に掲げるもの ア 耐震評定に関わる費用 イ 仮設工事、既存部分の撤去工事及び撤去部分の復旧工事 ウ 耐震補強工事に附帯して行う工事として市長が適当と認める工事
補助金額	次に掲げる額の合計額とし、補助金の交付にあたっては第3号の額を差し引

	いた額とする。 (1) 設計監理費に3分の2を乗じた額。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、20万円を限度とする。 (2) 耐震補強工事費及び附帯工事費に0.8を乗じた額。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、前号の額と合計して135万円を限度とする。 (3) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額(区分所有住宅にあっては、当該住戸ごとの当該特別控除の額の合計額)を差し引いた額
--	---

別表5 (第11条関係)

補助対象経費	耐震除却工事費に要する費用のうち、次に掲げる費用のいずれか低い額とする。 (1) 取壊しをする旧基準住宅の延べ面積に1平方メートル当たり34,100円を乗じた額 (2) 見積書に記載された金額
補助金額	耐震除却工事費の額。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、20万円を限度とする。

別表6 (第11条関係)

補助対象経費	木造住宅耐震補強設計に要する費用で見積書に記載された金額
補助金額	耐震補強設計費の額に3分の2を乗じた額。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、20万円を限度とする。